

東京大学大学院薬学系研究科・薬学部研究員制度内規

制定 昭和 43 年 7 月 1 日

改正 平成 9 年 10 月 1 日

平成 21 年 5 月 13 日

平成 29 年 9 月 1 日

令和 5 年 2 月 8 日

(目的)

- 1 薬学に関する高度の研究に従事しようとする者に、その機会を与えることを目的とする。

(資格)

- 2 研究員は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を取得した者
- (2) 他大学において准教授以上の職にある者
- (3) その他、前各号と同等な能力を有すると認められた者

(期間)

- 3 研究期間は、1ヶ年以内とする。

(手続)

- 4 研究員として研究しようとする者は、願書に受入教員・研究事項・研究期間を記載し本人の略歴を添えて、大学院薬学系研究科長・薬学部長（以下「研究科長」という。）に願い出なければならない。

ただし、団体所属の者は、所属長からの承諾書を提出するものとする。

(許可)

- 5 研究科長は、大学院薬学系研究科・薬学部において支障がないと認めた者について、教授総会の議に付し許否を決定する。

(受入教員)

- 6 研究員は、受入教員の指導のもとで研究に従事するものとする。

(研究の取消)

- 7 研究員が適当でないと認められる行為があった場合は、研究を取消すことができる。

附 則

- 1 この内規は、令和 5 年 2 月 8 日から実施する。
- 2 本学の博士課程の在学年限を満了し単位取得退学した者で、学位取得等のために研究しようとする場合は、受入教員の理由書を添付し許可を受ける。但し、研究期間は原則として 1 年以内とする。